**西成区長**　水本　敏一　殿

西成福祉事務所　所長殿

釜ヶ崎反失業連絡会

共同代表　山田実・本田哲郎・大谷隆夫

大阪市西成区萩之茶屋3－1－10ふるさとの家気付

**緊迫する「あいりん地区」対策の申し入れ**

すでにご承知のように、「あいりん」地区に仕事が無く、多くの労働者が路上や公園で生活せざるを得ない異常な事態が、有効な行政対策がなされないまま日常化しています。

５月９日午後11時から3時間かけて西成・浪速・天王寺・阿倍野・中央の各区で私たちがおこなった野宿者数調査によれば、3,422人にのぼっています。

この状態は、野宿生活を続ける当の労働者に路上死と常に向かい合う恐怖と苦痛をもたらしているばかりでなく、周辺地域で生活する人々にも生活環境の悪化や精神的緊張の増加などの悪影響をもたらしています。

そればかりではなく、ＪＲ大阪駅に張り出された差別落書きに「部落民（エタ・四つ）・朝鮮人やオウム信者や、西成の人々や、浮浪者や、…略…を見かけたら、銃で撃ち殺してやりましょう。」と書かれているのに示されているように、列挙されている人々への差別・排撃の言辞、とりわけ「エタ・四つ」というそれだけで人を死に追いやりかねない差別呼称の使用はとうてい許すことはできないのはもちろんであるが、今、野宿者に絞って言えば、現状の放置が差別を強化・誘発する原因ともなっています。

私たちは、大阪府・市に対し解決策を示して要求活動を行っていますが、未だ満足な対策は打ち出されないでいます。

そこで、労働者を始め地域の住民、すなわち区民の困難な状況を解決するために、西成区として、区長として、以下のことを実行されますよう要請いたします。

記

1. 区内野宿者からの相談を、市更相へ「たらい回し」することなく、現地保護の立場から西成福祉事務所で誠実に対応すること。
2. 共同炊事場を有する簡易宿泊所については、アパートと認め、そこに居住するものからの生活保護相談について「居宅保護」を積極適用するよう、区福祉事務所に指示すること。
3. あいりん地区内にある宿泊施設について、アパートと簡易宿泊所を区分する基準と、その基準に基づいたアパート・簡易宿泊所のリストを作成し、公開すること。
4. アパートを借りるための資金貸付を、あいりん地区内で広報し、申込者が同時に生活相談も行う場合は生活保護適用と連動して対応できるようにすること。
5. 区内の遊休施設（例えば学校の空き教室や利用率の低い集会場など）を点検し、野宿者のためのシェルターとして活用できる可能性のある施設のリストを作成し公開すること。
6. 給食設備を持つ施設について、野宿者の給食（炊き出し）のために利用できるものがあるかどうかを検討すること。
7. 区として、現在行われている高齢者の街路清掃地域拡大候補地を検討するほか、高齢者の就労可能な作業を考えること。
8. 野宿者の置かれている立場、人権について啓発活動を行うこと。
9. 市に対して、野宿者対策の強化を要請すること。

以上

**参考：野宿者数調査結果**

|  |  |
| --- | --- |
| 26号線より西 | １４９人 |
| 山王・太子方面 | ２１９人 |
| センター・萩之茶屋地区 | ９２９人 |
| 環状線北・今宮戎以南 | ４４７人 |
| 日本橋西方面 | ５６６人 |
| 日本橋東方面 | ３１８人 |
| 心斎橋方面 | ２１１人 |
| 甲岸公園 | ４５人 |
| 西成公園 | ２００人 |
| 天王寺公園周辺 | １８８人 |
| 阿倍野付近（地上） | １５０人 |
| 合計 | ３,４２２人 |

